

る時間外労働賃金の遡り支払い、③矢島さんへの謝罪と損害賠償の支払いなどの要求書を提出した。

その後、9月17日と10月29日の2回にわたり、息子さん、センターの川本さん、組合代表で協会からの回答を受けたが、その回答は、「長時間の勤務実態があったとは確認できない」と一言で、すべての要求を「門前払い」した。パソコンの履歴や本人のメモなどから労災と認められたにもかかわらず、協会側からは「パソコンを開いていたからといって業務をしていたとは確認できない」と、矢島さんの業務を真っ向から否定する侮辱的な発言があった。労基署が認定したにもかかわらず、一切の管理責任を認めない協会の頑なな姿勢に対して、法的な手段に訴えるほか無いという結論に達した。

現在、上部団体である自治労横浜の紹介で神奈川総合法律事務所の弁護士と裁判に向けた準備を進めている。組合として今後、どのように矢島さんの支援に当たっていくか、執行委員会で話し合う中で、「カンパ活動」「記者会見」「傍聴参加」など支援活動の提案が出された。また、当時、職場で一緒に働いていた職員からの情報収集、証言への協力要請などしていくことが確認された。

こうした動きの中、協会は、組合に対し、2009年4月から「課長補佐職」を管理職という位置づけをはずし、超勤手当の対象であることに変更するという提案を

してきた。矢島さんへの賠償についてはあくまで突っぱねる姿勢の一方で、労基署の度重なる調査や言い逃れが出来ない実態を前に、ついに「課長補佐職」は管理監督者ではないということを確認ざるを得なくなったのだった。

多くの職場でサービス残業と言う名の「不払い労働」が日常

化している。「幽霊出勤」という言葉が当たり前のように使われている職場が多いが、何か事故があっても協会はそうした職員を冷たく切り捨てることを、今回の矢島さんの件が明らかにした。これから、いよいよ法廷で争われることになる。



(横浜市福祉サービス協会総会
労働組合書記長 石井郁子)

女性労働者被害相次ぎ認定

兵庫●神戸港港湾労働による石綿被害

Kさんは、1957年頃(47歳)から1963年頃(53歳)までの約6年間、神戸公共職業安定所・弁天浜労働出張所の職業紹介で日雇港湾労働者(白手帳登録)として働いていたと思われる。「悪性胸膜中皮腫」の確定診断は2001年12月5日で、右胸からは700mlの胸水が抽出され、約4年の闘病生活の末、2003年9月に満90歳で亡くなられた。

1960年の神戸職安の港湾労働者登録は、日雇登録は女子が411人(針86人、雑役325人)で、男子が6,439人。常用労働者が9,715人で神戸港総数16,565人だった。その他手配師からの紹介や、直接雇用の日雇労働者がいた。女子の仕事内容は針屋(麻袋等の口縫い、破れのつくろい、縫い屋とも言われた)、ラベル貼り(梱包など)、雑役(清掃など)であった。

Kさんの娘さんからひょうご労働安全衛生センターに相談が寄せられ、当時の調査に入ったものの、厚生年金保険の被保険者記録紹介や雇用保険の裏付け資料として、公的証明の可能な限りの収集を試みたが、港湾労働と結びつくものはなかった。お母さんの当時の写真が保存されていたので、弁天波まで当時働いていた人にも尋ねたものの分からず、調査は難航した。

しかし、お母さんが大事そうに貴重品を入れるタンスの引き出しに手帳をしまっていたのを、娘さんが記憶していた。それには、毎日毎日切手のようなものが貼られることで、何か重要な役割をすることを娘さんは聞かされていた。これは、まさしく「雇用保険の印紙貼付手帳」と「日雇健康保険の印紙貼付手帳」と思われる。

また、その下の2人の娘さんは

夏休みのアルバイトでお母さんに付いていき、ニンニクの皮をむく作業をしたことを克明に覚えていた。これは今からたどれば、新港2突堤の住友倉庫あたりだと思われた。こうしたことが唯一の「就労証明」となった。

それらの情報をまとめて「申し立て書」として、神戸東労働基準監督署に2008年7月1日に遺族一時金の請求申請を行った。

これに対し、神戸東署は2008年11月28日に業務上の決定を行った。遺族補償一時金の決定金額は、1963年退職時の賃金に変動率と都道府県格差を加算した1,000日分と、特別支給金300万円となった。

監督署は、お母さんの職歴を港湾労働として認定を行ったのである。「今回の認定事例は大変困難な中での認定作業だった」とだけ答えている。

とは言えこうした証拠の乏しい中で認定されたことは、評価したいと考える。まず、公的的証明や事業主証明や同僚証明のない中でも「労働者性」が確認されたこと。それは、「手帳の記憶」と娘さん2人の「お母さんの仕事場でアルバイトをした」という「同僚証明」だけだった。以前の労災申請において一緒に働いていた兄弟の証明さえも、「家族だからだめ」と採用を拒否されることがあったが、そうした点からしても評価できる。

2005年7月27日付けの基労補発0727001号「石綿による疾病に係わる事務処理の迅速化について」は、「転々労働者等に係

わる石綿ばく露作業従事歴の事実認定の方法について」のなかで、「潜伏期間が特に長く既に事業場が廃止されていたり、同僚労働者等も既に死亡していたり、事実認定が極めて困難な事例があり、極めて困難な場合における特例的な事実認定の方法を示すこととしたものである」とし、「事業場や同僚が不明な場合に限って、転々労働者等の事実認定を行なうもよしとすること」としている。さらに、「事業場を転々としている場合退職後相当期間経過している事案で被災者の所属していた事業場が廃止された場合。その期間と従事内容が請求人の主張する内容この間に整合性が客観的に認められることを要するものであること」などが示されている。

それにしても上記は被害者本人の主張であり、被害者本人が既に亡くなっている今回の判断は評価できると思う。

Sさんは、1950年頃から10年くらいK荷造での港湾労働で石綿に曝露し、2007年5月に肺がんを発症した。その年の8月に80歳で心筋梗塞の病名で亡くなられた。安全センターへ相談があり、肺がんが発症してから死亡までの期間を2008年12月に神戸東署へ労災保険への休業補償請求を行い、2009年2月18日に肺がん、石綿肺、胸膜プラークが確認され、業務上として228日間の休業補償決定が行われた。

Sさんは、常用雇用され女性労働者として港湾労働に就いていた。調査の結果、多くの石綿

作業に携わっていたことが同僚の証言で明らかになった。

石綿の荷役は、本船と呼ばれた貨物船からモッコ（麻ひもで編まれた網状のもの）で巻き上げられ、乱雑に艇の中に捲り返され、岸壁に接岸され、さらにスレギ（麻紐）や麻紐の先に鉄製のツメの付いた「チャンチャラ」と呼ばれたもので、通称「踊り場」と言われた高さ1メートル位の荷捌き場に下ろされ、それをパレットに移し替えてフォークリフトやトラクターによって倉庫まで運ばれた。倉庫では高く積み上げられ出荷まで保管された。全ての作業は手鉤によって荷捌きがされた。

艇のなかには破れを補修するために女性の「縫い屋」と呼ばれる人が2人ほど入り、破れを繕っていた。彼女たちは荷揚げした後の荷粉（こご）や荷捌き場周辺に飛び散った石綿をはき集め別な袋に入れたりもしていた。

このように、一連の陸揚げでは必ず5～6人の女性の方が作業をし、荷役労働者とともに飛び散った多くの石綿を頭からかぶり、曝露した。

神戸港では、戦後だけでも延べ3,000人ほどの女性労働者が港湾荷役の補助作業として働いていた。運搬作業の流れ作業のなかで手元のスピードが要求され、罵声が飛び交っての仕事であったと思われる。「かこく」という言葉には、過酷と苛酷があるが、女性の港湾労働者には後者の方が合っていたのかもしれない。もちろんそれは男性でも同じことが言えるが、とにかく厳し

い作業があった。

女性の港湾労働者の労災認定は、昨年11月のKさんが初めてと思われる。このおふたりを加えて、現在、神戸港の石綿被害は、常用労働者で34人、日雇労働者で13人、合計47人の被害者が確認されている。

その港湾労働に「じん肺法」が適用されたのは、1985年

からのことであった。



(ひょうご労働安全衛生センター)

ンチューの話をしてくれたFさんであり、わずか5か月余の従事歴しかないにもかかわらず中皮腫を発症し療養中。もうひとり、すでに肺がんで死亡したTさんだった。

厚生労働省の「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集」には、時効労災の肺がん事案で「診療録等の医証が全くない場合の取り扱い」について、「過去に同一事業場で、同一時期に同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合や、相当高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には、本省あて相談されたい」とある。これにより、Kさんは通常なら署で「石綿所見なし」と業務外になるところを、本省協議扱いとなった。

しかし、同一事業場で同一時期に同一作業に従事した同僚Tさんは肺がんで認定されたが、胸膜ブランクと診断された健診記録が残っていた。そうした記録が一切残っていないKさんの場合、本省協議扱いとなっても業務外とされる可能性が高かった。危機感を強めたセンターは、エー社に対し執拗に、Kさんの健診記録など残っているもの全て調査するよう要請した。エー社は、横浜工場閉鎖後の移転先である石岡工場（茨城県）の倉庫まで調べ、当時の従業員の健診記録を発見。しかし残念ながら、その中にKさんの記録はなかった。

半分あきらめかけた頃、遺族

【47ページに続く】

石垣島から出稼ぎで石綿曝露 沖縄●22年前の肺がん死亡で労災認定

沖縄の石垣島から出稼ぎに出て、旧朝日石綿横浜工場（横浜市鶴見区、現エーアンドエーマテリアル）で働き、22年前に肺がんで死亡したKさんの労災について、沖縄労働安全衛生センターに相談が入った。

沖縄と、京浜工業地帯に位置する鶴見との繋がりは明治の頃からで、富士ガス紡績工場など「沖縄女工哀史」として語り継がれている。また、鶴見には戦前から関東最大と言われる沖縄タウンがある。しかし、沖縄の労働者が鶴見の石綿工場でアスベスト禍に見舞われていたとは正直予想だにしていなかった。相談を受けて1か月ほどして石垣島に行き、Kさんの遺族や同僚らに話を聞きながら、少しずつその繋がりの背景が分かってきた。

Kさんは1969年から本土に出稼ぎに出て、旧朝日石綿横浜工場で働いたのは1973年1月～1975年10月の2年間弱。帰郷後、地元の建設会社で働いていたが、胸の痛みを訴えて八重山

病院に入院、1985年5月に肺がんで亡くなった。当時の同僚に話を伺うと、Kさんらは皆、出稼ぎ前は漁師（ウミンチュー）で、島の近海で獲れる高瀬貝を磨いて加工し、ボタンの原料として高く売れたと言う。しかし、高度成長期になるとプラスチック製ボタンが大量生産され、高瀬貝も売れず漁業が成り立たなくなり、やむなく出稼ぎに出たと言う。Kさんの遺品には、会社の寮や社員旅行の写真が残っていた。工場移転を記念して撮られた「朝日石綿工場株式会社横浜工場」の写真からは、当時の石綿工場の羽振りの良さが伝わってくる。

話を聞けば聞くほど、Kさんの肺がんは労災に違いないと確信したが、22年も前のこと、八重山病院にはKさんのX線やCT写真は残っていなかった。カルテは残っていたが、石綿検査をしたという記載は見られない。はたと困ったが、唯一の救いは、当時の同僚2人が労災認定されていたことだ。うちひとり、ウミ